

県立特別支援学校小中学部における令和3年度（2021年度） 使用教科用図書採択について

（提案理由）

県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、県立特別支援学校小・中学部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書を採択する必要がある。

参考：関係法令条項等

○熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（12）県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

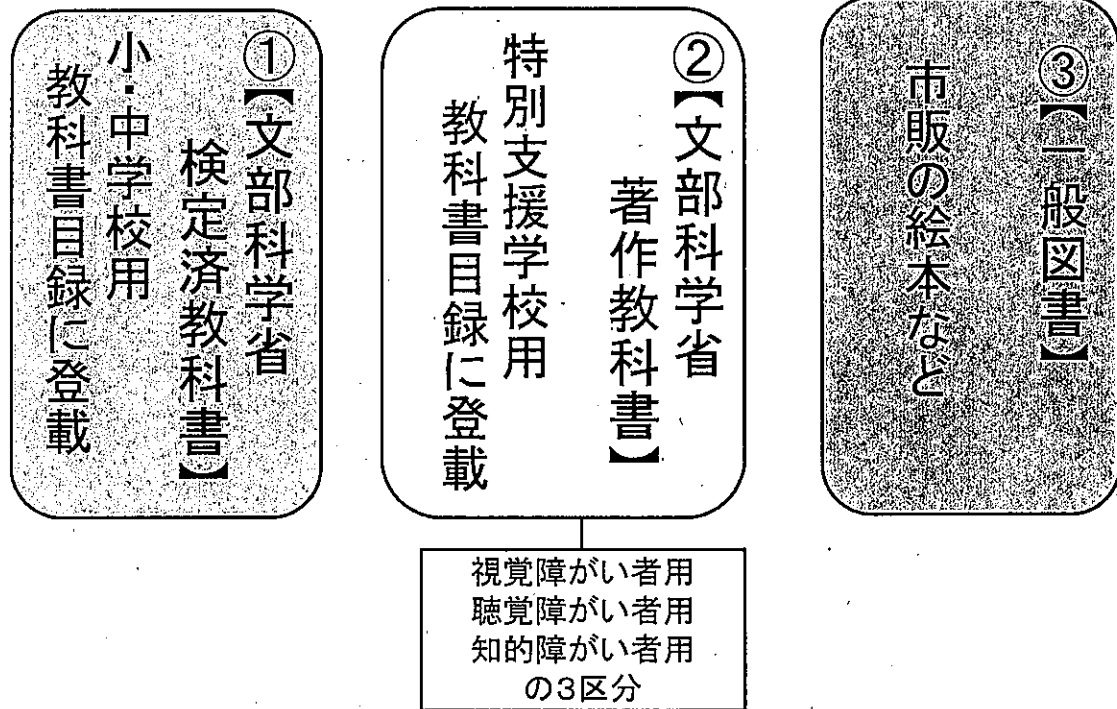
○県立学校における教科用図書採択の基本方針（平成27年6月改正）

3 教科用図書採択の方法

（3）教科用図書の採択

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。

特別支援学校で使用する教科用図書



教科書採択までの流れ

- ・県立学校における教科用図書採択の基本方針
- ・県立特別支援学校の小学部・中学部における令和3年度(2021年度)使用教科用図書の選定基準等
- ・県立特別支援学校の小学部・中学部における学校教育法附則第9条の規定による令和3年度(2021年度)使用教科用図書の選定上の留意事項

①各校は、校内教科書選定委員会で選定について審議(5月中旬まで)

選定結果を特別支援教育課に報告

②報告内容を特別支援教育課で点検・整理

③教育庁内の教科書採択委員会で審議(7月15日開催)

④教育委員会で採択(本日)